平成２９年（フ）第２６１号
函館市亀田港町38番21号
破産者　福澤　浩昭
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１１号
岩手県奥州市江刺西大通り10番14―１号　ウインドブロウＡ棟　102号室
破産者　佐藤　哲也
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第１３号
山形市桜田東２丁目８番16―606号　ネオステージ桜田東、前住所山形県米沢市諸仏町4866番地の19
破産者　佐々木秀斗
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３６８号
横浜市鶴見区尻手２丁目９番６―105号
破産者　丸山　秀行
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０２号
神奈川県藤沢市渡内１丁目４番28号
破産者　瀧　　哲弥
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０５号
川崎市川崎区川中島１丁目３番10号　フォレスト大師　207
破産者　山田　友行
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２０３号
川崎市宮前区宮崎128番地３　ライムハイツ103
破産者　川口　雅弘
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
神奈川県横須賀市長浦町４丁目74番地
破産者　井上　孝司
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第８４号
富山県高岡市蓮花寺654番地１　蓮花寺市営住宅Ａ棟303号、前住所富山県高岡市京町３番23号
破産者　櫻井　久之
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第１１７号
静岡県御前崎市佐倉1328番地
破産者　塚本　　誠
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１４８号
静岡県浜松市北区初生町576番地の８
破産者　佐藤　　稔
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第９４号
兵庫県芦屋市三条町８番22―004号、前住所東京都品川区上大崎１丁目１番４号　エスティメゾン白金台306
破産者　桜本　幸夫
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６２号
愛媛県松山市和泉南４丁目２番11号
破産者　渡部久美子
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７２号
佐賀県三養基郡みやき町大字西島2373番地１
破産者　山本　　輝
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
長崎県諫早市高来町峰156番地
破産者　田中　康裕
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
長崎県諫早市白岩町13番地19、旧住所長崎県諫早市白岩町37番地３
破産者　橋本　美紀
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第４５３号
静岡県藤枝市音羽町５丁目１番地の５　グリーンヒル音羽101号、旧住所静岡県藤枝市茶町１丁目５番12号
破産者　大石　利子
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６６９号
北九州市小倉南区下城野２丁目５番11―203号
破産者　森若　秀利
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部